議事日程(第3号)

平成26年9月12日(金曜日) 午後3時34分 開議(本会議)

日程第 1 ※補正予算審查特別委員会

議第57号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)

議第58号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第59号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

議第60号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第61号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第62号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

※事件案件の審議及び採決

日程第 2 議第69号 平成25年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 3 ※補正予算審査結果報告及び採決

※条例案件

日程第 4 議第64号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

日程第 5 議第65号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設 定について

日程第 6 議第66号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について

日程第 7 議第67号 遊佐町支援ホームヘルプサービス事業及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第68号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について ※事件案件

日程第 9 議第70号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の締結について ※一般議案

日程第10 議第63号 平成25年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1号 平成25年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2号 平成25年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3号 平成25年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算

認第 4号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 5号 平成25年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 6号 平成25年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 7号 平成25年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 8号 平成25年度游佐町水道事業会計決算

日程第11 ※決算審査特別委員会の設置について

*

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

 $\frac{1}{2}$

出欠席議員氏名

応招議員 13名

出席議員 12名

1番	筒	井	義	昭	君	2番	髙	橋	久	_	君
3番	髙	橋		透	君	5番	赤	塚	英	_	君
6番	阿	部	満	吉	君	7番	佐	藤	智	則	君
9番	土	門	治	明	君	10番	斎	藤	弥 志	表表	君
1番	堀		満	弥	君	12番	那	須	良	太	君
3番	伊	藤	マッ	ノ子	君	14番	髙	橋	冠.	治	君

欠席議員 1名

1

4番 土 門 勝 子 君

説明のため出席した者職氏名

町	長	時	田	博	機	君	総	敄	5	課	長	菅	原		聡	君
企 画 課	長	池	田	与 四	也	君	産	業	ŧ	課	長	堀			修	君
地域生活課	長	JII	俣	雄	=	君	健	康祥	畐礼	止課	長	本	間	康	弘	君
町民課	長	渡	会	隆	志	君	会	計	管	理	者	富	樫	博	樹	君
教育委員	長	渡	邉	宗	谷	君	教		育		長	那	須	栄	_	君
教 育 委 員 教 育 課	会 長	髙	橋		務	君	農	業委	員	会会	長	髙	橋	正	樹	君

選挙管理委員会 佐 藤 正 喜 君 代表監査委員 金 野 周 悦 君

\$

出席した事務局職員

局 長 佐藤源市 次 長 佐藤光弥 書 記 佐藤利信

X

本 会 議

議長(髙橋冠治君)延会前に引き続き本会議を開きます。

(午後3時34分)

議 長(髙橋冠治君) ただいまの議員の出席状況は、4番、土門勝子議員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては本宮副町長が公務のため欠席、その他全員出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第2、事件案件の審議及び採決を行います。

議第69号 平成25年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(髙橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(髙橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第69号 平成25年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり可決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(髙橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成26年度遊佐町一般会計補正 予算(第3号)ほか、特別会計補正予算5件について、補正予算審査特別委員会那須良太委員長より審査 の結果について報告を求めます。 補正予算審査特別委員会那須良太委員長、登壇願います。

補正予算審查特別委員会委員長(那須良太君)

平成26年9月12日

遊佐町議会議長高橋冠治殿

補 正 予 算 審 査 特 別 委 員 会 委員長 那 須 良 太

審査結果報告書

平成26年9月10日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1.審査を付託された事件

議第57号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)

議第58号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第59号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

議第60号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第61号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第62号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

2.審査の結果及び意見

平成26年度遊佐町一般会計補正予算ほか、5件の特別会計補正予算について慎重に審査した結果、 いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3.審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議 長(髙橋冠治君) お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(髙橋冠治君) 挙手多数です。

よって、議第57号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)、議第58号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議第59号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)、議第60号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議第61号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)、議第62号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上6議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4から第10まで、議第64号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてほか条例案件4件、事件案件1件及び議第63号 平成25年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局 長(佐藤源市君) 上程議案を朗読。

議 長(髙橋冠治君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長(時田博機君) それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第64号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について、本案につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で規定する必要があるため、提案するものであります。

議第65号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について、本案につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で規定する必要があるため、提案するものであります。

議第66号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について、本案につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で規定する必要があるため、提案するものであります。

議第67号 遊佐町支援ホームヘルプサービス事業及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、ホームヘルプサービス事業の利用の基準について介護保険法に規定されている基準と同様の基準とすることとし、利用者が要介護認定から自立認定に移行した際にスムーズなサービス提供を行うことができるようにするため、提案するものであります。

議第68号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、町営住宅の入居資格に関する規定を整備する必要があるため、提案するものであります。

議第70号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の締結について、本案につきましては、酒田市と庄 内北部定住自立圏形成協定を締結するため、遊佐町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規 定により、提案するものであります。

議第63号 平成25年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について、本案につきましては、平成25年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか各会計決算について、去る6月26日付をもって会計管理者より提出されましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見及び関係書類を添えて議会の認定を得たく提出するものであります。

決算の概要につきましては、一般会計ほか6件は会計管理者より、水道事業会計につきましては、企業 出納員より説明をいたさせます。

以上、条例案件 5 件、事件案件 1 件、平成25年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審

議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議 長(髙橋冠治君) 条例案件について、所管の課長より補足説明を求めます。

議第64号から議66号まで、本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) 条例案件3案件について、私から概要について説明させていただきます。まず、その前にお手元に先ほど配付いたしました「なるほどブックすくすくジャパン」の3ページと4ページをごらんいただきたいと思います。この新制度、平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行されることになりますが、内容的には大きく4つの形態に分けられるものでございます。1つがこれまでの幼稚園と同じでございます。それから、保育所、それから認定子ども園、そして地域型保育という4つの形態に分かれるものでございます。そのうち、幼稚園、保育園、認定子ども園については県が認可をするものでございます。最後の1つ、地域型保育、内容的には家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、この地域型保育につきましては市町村、いわゆる町が認可をすることになるわけでございます。

第64号の議案については、この認可をするための基準をここで制定することが必要なため、条例として お願いするものでございます。

それから、1つ飛びまして、まず議第66号の遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、ただいま申し上げました幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育の今度、県、国に対する助成金の審査を町で行う必要があるため、その審査基準を定める条例でございます。

それから、65号の遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてでございます。これにつきましては、ここにありましたようにいわゆる放課後児童クラブ関係でございますけれども、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について基準を定める必要があるためでございます。ということは、事業実施については届け出申請となっていることでございますけれども、申請にかかわる適否についての基準を市町村が審査する必要があるため、この65号議案によって条例を制定するという必要があるということでございます。まず、大きな考え方として、こういうことでございます。

個々の条例についての概要につきまして、第64号につきましては、概要書にございますように、第1条から第21条までは各事業所等の内部規定あるいは帳簿等の整備等の設置ということで内部規定を定めております。それから、衛生管理等が規定されておるものでございます。

第 2 章の家庭的保育事業、22条から26条までとなりますけれども、ここについては部屋の面積、幼児 1 人当たりの面積、保育士の数等をそれぞれ基準を示しているものでございます。

第3章の小規模保育事業、27条から第36条まででございます。いわゆるゼロ歳から2歳児を主に対象となるわけでございますけれども、設備の基準、配置すべき職員の基準、それから1人の保育士が保育することができる乳幼児の数、保育時間の基準、保育内容の基準、保護者との連絡等々を規定しているものでございます。

第4章の居宅訪問型保育事業、37条から41条まででございます。これにつきましても居宅訪問型保育事業所が提供する保育の内容、事業所の設備及び備品の基準、保育者1人が保育できる乳幼児数、居宅訪問

型保育連携施設の確保等を規定しているものでございます。

最後に、第5章、事業所内保育事業でございます。これにつきましても利用定員が20人以上の場合は保育所と同様の事業規模となるということであります。それ以下、19人以下の場合は、その規模によってA型、B型というふうに整合性を考慮した基準を規定しているものでございます。

続きまして、第65号につきましては、いわゆる放課後児童クラブ部分でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてでございます。第1条趣旨、第2条は定義、第5条から第21条まで、これにつきましては事業を運営していく上でのいろいろな基準を示している規定でございます。届け出申請内容を市町村が審査する基準をここで示しているということでございます。ちなみに、児童1人につきおおむね1.65メートル以上必要というようなこととか、児童40人に対し2人以上の放課後児童支援員が必要だと、また県の研修を受けた者でも可能だというような規定でございます。それから、開所時間及び日数につきましても小学校の休みの日については1日8時間以上、休業日以外の日は1日3時間以上、1年につき250日以上を原則として開所していることが必要だというようなことを規定しているものでございます。

次の議第66号の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、第1条から第3条につきましては共通の基準についてでございます。先ほども言いましたように、これは町が助成金を申請する上での審査基準を示している条例でございますので。

第4条から第36条まで、これについては特定教育・保育施設の運営に関する基準、いわゆる幼稚園、保育園、認定子ども園ということでございます。これについても定員の20人以上とか、それぞれの内容によって基準を示しているものでございます。

6ページ目の第3章の特定地域型保育事業の運営に関する基準、これについてもそれぞれいわゆる給付費に関する基準についてを規定しているものでございまして、利用定員について規定しているところでございます。それから、それぞれ家庭的保育事業は1人以上5人以下とか、それから小規模保育事業についてはA型、B型、それから居宅訪問型保育事業は1人というようなことで、それぞれの細かいところの人数等々利用形態をここで示しているところでございます。

以上、3条例ということで、もう一度お話しいたしますと、第64号については認可基準の規定、第66号については審査基準の規定ということでございます。よろしくご審議いただきたいと思います。 以上です。

議 長(髙橋冠治君) 次に、一般会計及び特別会計等の決算の概要について説明を求めます。 初めに、一般会計及び特別会計について会計管理者より説明を求めます。 富樫会計管理者。

会計管理者(富樫博樹君) それでは、私から一般会計を初めとする平成25年度の各会計歳入歳出決算の 概要について、決算書に基づきましてご説明申し上げます。

最初に認第1号 平成25年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成25年度の歳入決算額は80億1,672万7,152円、歳出決算額は76億848万5,621円となり、歳入歳出差 引額は4億824万1,531円になったところであります。

以下、1,000円単位で申し上げます。また、1,000円未満の端数は繰り上げや繰り下げの調整をしており

ます。

歳入歳出差引額から平成26年度に繰り越すべき、財源6,458万4,000円を差し引きした実質収支額は3億4,365万7,000円となり、黒字決算となったところであります。

歳入について申し上げます。

歳入は、前年度に比較し7億8,829万1,000円の増で、80億1,672万7,000円の決算となりました。その主なもので増額になった金額は、国庫支出金で2億9,856万円、県支出金で1億5,634万8,000円、町債で3億円であります。また、減額になった金額は町税で737万円、地方譲与税で448万9,000円、繰越金で3,661万3,000円等となっております。

続いて、歳入の主な項目についてご説明いたします。

町税全体では、前年度決算額に比較し737万円、0.6%減の12億7,319万8,000円となりました。

主な税目では、個人町民税が 4 億5,216万9,000円で1.3%の増、法人町民税が5,719万2,000円で11.1%の減、町民税全体では前年度決算額の0.2%減で、 5 億936万1,000円となりました。

固定資産税は、1.6%減の 6 億3,996万1,000円、軽自動車税4,154万3,000円、たばこ税6,824万8,000円、 入湯税1,397万7,000円等となっております。

地方特例交付金は、3.7%増の245万9,000円となっております。また、地方交付税は275万4,000円増で、33億1,662万2,000円となったところであります。歳入に占める割合は、前年度より4.4ポイント減って41.4%であります。

国庫支出金は、7億4,342万円で、2億9,856万円、67.1%の増となりました。

県支出金は、5億7,725万2,000円で、1億5,634万8,000円、37.1%増となっております。

繰入金は、前年度決算額に比較して、5,638万9,000円の増で9,231万4,000円となりました。

町債は、前年度決算額5億8,820万円に比較して3億円ふえて、8億8,820万円になりました。

町債の内容については、事項別明細書19、20ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと 思います。

町債の歳入決算額に占める割合は11.1%で、前年度比3ポイントの増となりました。

次に、歳出について申し上げます。

歳出は、前年度決算額と比較して8億4,907万円、12.6%の増で、76億848万6,000円となりました。

款別で増額となったものは、総務費で12億5,247万9,000円、25.2%の増、民生費で20億7,628万5,000円、19.9%の増、消防費 5 億1,730万1,000円、34.9%の増、衛生費 3 億7,007万3,000円で、12.6%の増、農林水産費 4 億2,795万8,000円、15.6%の増、教育費 9 億4,545万4,000円、14.1%の増であります。

一方、減少したものは、議会費で9,433万6,000円、4.9%の減、労働費2,557万円、2.0%の減、公債費7億2.943万9,000円、17%の減となっております。

次に、性質別歳出項目の状況について申し上げます。

義務的経費の、人件費・扶助費・公債費は、前年度決算額に比較し 1 億4,336万5,000円減の26億5,451万4,000円であり、決算額に占める割合は34.9%で、前年度から5.1ポイント減っております。

投資的経費は、前年度より 8 億3,485万9,000円増加し、14億4,882万6,000円であり、歳出総額に占める割合は9.9ポイント増加し19.0%となりました。

以上のほか、物件費・補助費・繰出金等では、前年度決算額より 1 億5,757万6,000円増の35億514万6,000円であります。

次に、財政構造の弾力性について申し上げます。

財政構造が、町の行政需要に対応し得るような弾力性を持っているか、持っていないかの経常収支比率は、前年度比で0.4ポイント上がって77.8%になっております。

公債費比率は、前年度比で0.5ポイント下がって6.8%、公債費負担比率は0.8%減の12.6%となっております。起債制限比率は、前年度より0.8ポイント下がって5.1%でありました。

次に、地方債現在高について申し上げます。

平成25年度末の、地方債現在高は77億3,596万9,000円で、前年度に比較して 2 億6,353万3,000円の増額 となりました。

次に、積立基金現在高について申し上げます。

平成25年度末の現在高は、財政調整基金・減債基金・特定目的基金を合わせて、25億2,304万3,000円で、 前年度より 4 億6,747万6,000円の増額になっております。

以上が一般会計であります。

次に認第2号 平成25年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額より3.1%、6,287万1,000円減の19億4,756万7,000円で、歳出総額では前年度決算額より8,256万円、4.4%減の17億7,693万5,000円となりました。また、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1億7,063万2,000円になりました。

歳入の主なもので、増額になったものは、療養給付費等交付金で32.6%増の 1 億8,780万1,000円、前期 高齢者交付金、15.6%増、5,028万6,000円となっています。

減額になったものは、保険税で3.5%減の3億7,837万8,000円、国庫支出金で9.9%減の3億4,314万5,000円、県支出金で7.7%減の8,757万4,000円、繰入金は3.2%減の2億3,222万6,000円、繰越金で33.2%減の1億5,094万5,000円となっております。

歳出の主なもので、増額になったものは保険給付費で0.9%増の10億9,965万5,000円となり、歳出総額の61.9%となりました。

また、後期高齢者支援金等は1.6%増の2億872万1,000円、総務費は前年度より7.7%増の4,654万3,000円となっております。

減額になったものは、介護納付金で2.3%減の1億700万5,000円、基金積立金は9,100万円等であります。 以下、保険事業費1,561万円、諸支出金2,577万8,000円となっております。

次に、認第3号 平成25年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額を49.2%上回る2億7,524万円、歳出総額では前年度決算額を54.2%上回り2億3,111万6,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに4,412万4,000円であります。

歳入の内容は、使用料及び手数料8,601万円、前年度比2.5%減、繰越金3,463万7,000円、前年度比28.2% の増であります。

以下、繰入金4.304万3.000円、分担金及び負担金625万5.000円等であります。

歳出では、総務費が3,674万6,000円、前年度比で158.4%の増、維持費が1億8,237万円、前年度比46.9% 増となっております。

以下、公債費が1,200万円で、前年度比4.5%の増となっております。

続いて、認第4号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額に比較し15.1%増の7億3,599万5,000円で、歳出総額は前年度決算額の20.3%増の7億3,472万円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに127万5,000円であります。

歳入の内容は、使用料及び手数料が1億4,353万4,000円で前年度比0.9%の増、繰入金3億2,600万円で 前年度比1.1%の増、国庫支出金が1億900万円で前年度比59.6%の増、分担金及び負担金は879万1,000円 で前年度比57.4%の減、繰越金2,876万4,000円で前年度比27.1%の増等となっております。

歳出では、総務費9,393万円で前年度比17.4%の増、下水道建設費が2億4,749万2,000円で前年度比65.0%の増、公債費が3億9.329万9,000円で前年度比3.3%の増となっております。

次に、認第5号 平成25年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額より1万円多い9,468万7,000円、歳出総額は前年度決算額に比較 し1.2%増の9,139万8,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに328万8,000円であります。

歳入の内容は、使用料及び手数料が2,004万4,000円で前年度より54万8,000円の減、繰入金が7,000万円で前年度より500万円の増等となっております。

歳出は、公債費6,840万円で前年度より14万円の減、総務費2,299万8,000円で前年度より121万2,000円の増となっております。

続いて、認第6号 平成25年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額を1.3%増の18億2,709万3,000円であり、歳出総額は前年度決算額を0.9%増の17億6,183万6,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに6,525万7,000円であります。

歳入の内訳は、保険料は3億2,656万円で前年度比2.3%の増となりました。

国庫支出金は、4億4,903万円で前年度比1.9%の増、支払基金交付金は4億8,485万円で前年度比0.4%の増、県支出金2億4,715万円で前年度比3.2%の減、繰入金は2億6,254万4,000円で前年度比0.1%の増、繰越金は5,682万2,000円で前年度比33.7%の増となりました。

歳出では、歳出総額の94.2%を占める、保険給付費が16億6,001万2,000円であり、前年度と比較して 1.028万9.000円、0.6%の増となりました。

以下、総務費3,834万6,000円、諸支出金1,397万1,000円、地域支援事業費は2,950万8,000円となっております。

最後に、認第7号 平成25年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額から0.5%増の1億7,158万2,000円であり、歳出総額は前年度決算額を1.3%増の1億6,423万9,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額は同額の734万3,000円であります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料が8.903万7,000円、前年度比1.1%の増、繰入金は一般会計から

7.262万5,000円、2.6%の減で、この2つの項目で94.2%を占めております。

歳出は、歳出総額の93.6%を占める、後期高齢者医療広域連合納付金で1億5,369万1,000円であります。 そのほか諸支出金が987万9,000円等となっております。

以上、平成25年度の一般会計を初めとする7つの会計について決算の概要をご説明申し上げました。

なお、一般会計の財政分析の結果については、行政報告書に記載されておりますので、参考にされていただきたいと思います。

また、詳細につきましては、審議の過程で所管の課長をもってご説明させていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

議 長(髙橋冠治君) 続いて、水道事業会計の決算の概要について、企業出納員の地域生活課長より説明を求めます。

川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) それでは、私のほうから認第8号 平成25年度遊佐町水道事業会計決算の 概況について、ご説明を申し上げます。

初めに、水道事業の実績について申し上げます。

決算の12ページ、18ページをごらんください。

現在給水人口は 1 万1,174人で、前年度比で215人の減少となっております。普及率は99.4%で、前年度と同ポイントです。

給水状況は、年間総配水量が131万3,328立方メートルで、前年度より5万238立方メートル、率で4.0ポイントの増となり、1日平均でも3,598立方メートルで、前年度比138立方メートルの増量となりました。

年間総有収水量は102万7,055立方メートルで、有収率については78.2%となり、前年度より5.4ポイントの減となりました。

有収率減の要因としましては、水道施設の中央監視システム上の毎日の配水量のデータを取得していますが、平成24年度以前の数値に誤りがあり、データの取得に関する部分を修正したところ、昨年度と比べ配水量の数値が大きくなったためです。また、無収水量については主に定期的な排泥作業により発生しております。

なお、給水原価は257円96銭で、供給単価の271円85銭に比較し、13円89銭の供給単価高となっております。

対前年度比では、給水原価で5円84銭の増、供給単価で1銭の減となっております。

次に、収益的収支について申し上げます。

決算書の19ページ、20ページに加え、22ページからの明細もあわせてごらんください。

収益の総額は、3億2.346万4.727円で、前年度比107.96%、2.384万7.572円の増となりました。

その内訳は、営業収益が3億1,756万2,955円で、前年度比107.87%の2,318万1,180円の増であります。

その主体である給水収益は、2億7,920万7,558円で、前年度比97.24%の791万7,885円の減、受託工事収益は3,610万8,630円で、前年度比750.74%、3,129万8,875円の増、負担金は143万4,000円で、前年度と同額となっております。

給水収益の減収の主な要因は、東日本大震災以降の節水が進んだことによるところが大きかったものと

思われます。

営業外収益については、590万1,772円で、前年度比112.73%の66万6,392円の増額であります。

収益の主なものは、例年同様の下水道使用料徴収負担金、水道加入金に加え、雑収益の施設災害共済金となっております。

これに対する事業費用について申し上げます。

20ページに加え、24、25ページをごらんください。

費用の総額は、2億8,895万7,853円となり、前年度比106.93%の1,872万8,507円の増額となっております。

その内訳は、営業費用が 2 億3,515万6,019円で、前年度比109.55%、2,050万9,075円の増額で、取水配水給水費で前年度比100.36%、20万2,177円の増、受託工事費で前年度比814.78%、2,080万円の増、総係費で前年度比96.61%、74万9,897円の減、減価償却費で前年度比86.43%、1,782万6,312円の減となっております。

営業外費用については、5,380万1,834円で、前年度比97.66%、129万1,087円の減額で、企業債支払利息償還の減額が主なものであります。

収益的収支の差引残高は、当年度の損益計算書において3,450万6,874円の純利益となっております。

次に、資本的収支について申し上げます。

26ページをごらんください。

収入総額は4.000万円で、その内訳は企業債となっております。

支払総額は、2億1,291万9,365円で、その内訳は建設改良費が1億1,957万4,000円、企業債償還金が9,334万5,365円となっております。

建設改良事業の主なものにつきましては、老朽管更新事業、大楯浄水場機械設備更新事業等で、詳細に つきましては、16ページ、17ページの工事調書、委託調書をごらんください。

なお、資本的収支の差引不足額 1 億2,634万6,735円の措置については、3ページ及び27ページに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額192万9,277円、過年度分損益勘定留保資金4,797万4,819円及び当年度分損益勘定留保資金1億2,301万5,269円をもって補填しております。

また、貸借対照表につきましては、8ページ、9ページのとおりとなっており、減債積立金の平成25年度未残高は4,200万円、建設改良積立金は2億8,875万213円で、積立金合計は3億3,075万213円となっております。

最後に、企業債の状況でありますが、29ページに記載のとおり、起債償還分を差し引くと当年度末の未 償還残高は、14億3,702万8,216円となっております。

以上、平成25年度遊佐町水道事業会計決算について、概要を申し上げました。

よろしくご審議の上、認定くださいますようにお願いを申し上げます。

議 長(髙橋冠治君) 次に、決算審査の概要について、代表監査委員より説明を求めます。

金野代表監查委員。

代表監査委員(金野周悦君) 私から平成25年度遊佐町一般会計並びに特別会計、水道事業会計の決算審査結果を審査意見書から要点を抜粋し、その概要をご報告申し上げます。なお、計数については会計管理

者並びに企業出納員の報告と重複するところがあると思いますが、ご了承願います。

審査は、町長より提出されました、平成25年度遊佐町水道事業会計の歳入歳出決算、平成25年度遊佐町 一般会計及び、各特別会計の歳入歳出決算をそれぞれ事項別明細書並びに関係諸帳簿、証票等を、詳細に 照合し、審査した結果、計数はいずれも符合し、誤りのないものと認められました。

また、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、いずれも適正と認められました。詳細については、審査意見書記述のとおりでございますが、一般会計及び各特別会計の結びに各会計ごとに意見、要望を付してございますが、決算審査に当たり参考にしていただければ幸いと存じます。

なお、1,000円未満を四捨五入により、小計、合計の調整から、数値に若干の差異が生じる場合がありますので、ご了承願います。

審査意見書の概要を申し上げます。

平成25年度決算は、財政指標については経費削減等の努力により年々改善されてきております。収納未済額については、平成21年度から5年間の内容を見ると、不納欠損処理後の金額は減少傾向にありますが、公平公正を基本に収納率の向上には引き続き努力されるようお願いします。

次に、一般会計について申し上げます。

平成25年度の遊佐町一般会計決算は、歳入総額80億1,672万7,152円、歳出総額76億8,450万5,621円、差引残額4億8,204万1,531円となっております。これを前年度と比較すると、歳入で10.9%の増、歳出では12.6%の増となっております。

以下、一般会計及び特別会計については、1,000円単位で申し上げます。

平成25年度の決算額を財政収支の状況から見ると、歳入、歳出差引額4億824万円から、翌年度へ繰り越すべき財源6.458万4,000円を差し引いた額3億4,365万7,000円が実質収支となります。

さらに、実質収支から、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、8,637万7,000円の赤字となっており、単年度収支に、財政調整基金積立金3億1,793万円を加えた、実質単年度収支は2億3,155万3,000円の黒字となっております。

なお、性質別歳出状況のその他の経費が歳出総額に占める割合は46.0%で、前年度に比較し3.5ポイントの減、投資的経費は19.1%で、前年度に比較し10.0ポイントの増となっております。

また、税など一般財源の充当状況の中で、義務的経費に占める割合は35.8%で、前年度に比較し3.5ポイントの減となっており、投資的経費は8.6%で、前年度比3.3ポイントの増となっております。

なお、平成25年度は町債や国庫支出金、県支出金等の増額により、形式収支額4億824万1,000円の黒字となり、多岐にわたる行政需要に対応しつつも堅調な財政運営がなされたようにうかがえます。簡素で効率的な行政システム、健全な財政運営に引き続き努められるようお願いします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計の決算は、歳入額で19億4,756万8,000円、歳出額で17億7,693万5,000円、差引額 1億7,063万3,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で3.1%の減、歳出で4.4%の減となっております。

なお、国保税が前年度比3.5%の減となっていますが、被保険者数の減少と医療給付費の伸びている中で、

国保税の収入未済額が8,387万8,000円となっており、疾病の予防等保健事業の充実とともに収納率の向上 に向けて一層の努力を望みます。

次に、簡易水道特別会計の決算は、歳入額で2億7,524万円、歳出額で2億3,111万6,000円、差引額4,412万4,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で49.2%の増、歳出で54.2%の増となっており、その主な理由は歳 入では町債、繰入金、国庫支出金の増、歳出では総務費や維持費の増によるものとなっております。

有収率は、79.2%で5.5ポイント減少しています。

今後とも効率的な給配水に努められるとともに、使用料収入未済額の解消に努力されるよう望みます。 次に、公共下水道事業特別会計の決算は、歳入額で7億3,599万5,000円、歳出額で7億3,472万円、差 引額127万5,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で15.1%の増、歳出で20.3%の増となっております。

平成25年度末下水道事業債残高は元金が55億7,000万円であり、今後施設の老朽化による維持修繕費の 増嵩も見込まれる中、適切な事業計画のもとに、接続率の向上及び使用料収入未済額の解消に努められる よう望みます。

次に、地域集落排水事業特別会計の決算は、歳入額で9,468万7,000円、歳出額で9,139万8,000円、差引額328万9,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で0.01%の増、歳出で1.2%の増となっております。

今後一層の接続率向上と収入未済額の解消に努力されるよう望みます。

次に、介護保険特別会計の決算額は、歳入額で18億2,709万3,000円、歳出額で17億6,183万6,000円、差引額6,525万7,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で1.3%の増、歳出で0.9%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入額で 1 億7,158万2,000円、歳出額で 1 億6,423万9,000円、差引額734万3,000円となっております。

高齢者福祉の充実を期したこの制度がさらなる制度の充実を期待したいと思います。

以上のとおり、各特別会計の収支状況は形式収支、実質収支ともに黒字決算であり、当局の行財政運営 に配慮された結果と評価いたします。

次に、水道事業会計決算の審査について申し上げます。

平成25年度の事業収益は、3億2,346万5,000円、事業費用が2億8,895万8,000円で、差引額3,450万7,000円が純利益となっております。

当該年度の総配水量は、131万3,328立方メートルで、前年度比5万238立方メートル、4.0%の増、有収水量は102万7,055立方メートルで、前年度比2万9,094立方メートル、2.8%の減であり、有収率は78.2%で、前年度比6.5ポイントの減であります。

また、施設利用率は、45.0%で、前年度に比較して1.7ポイントの増となっております。

資本的収支では、収入が4,000万円、支出が 2億1,291万9,000円、差し引き不足額 1億7,291万9,000円は、当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金にて補填されております。

なお、平成25年度の使用料の収納率が向上したことは評価されるところであり、今後とも経営のさらなる安定のために維持管理費の節減や未収金の回収に努められるよう望みます。

最後に、財政健全化法による健全化判断比率について申し上げます。

まず、実質赤字比率については実質収支額も黒字であり、実質収支比率においてもプラスとなっています。また、連結実質赤字比率では、一般会計、公営事業会計及び公営企業会計の各会計の実質収支額が黒字となっているため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はなしとされるものであります。

実質公債比率は、9.2%で早期健全化基準25.0%を下回っています。

将来負担比率は、47.5%で早期健全化基準350%を下回っています。

次に、水道事業会計については、実質収支額が黒字となっているため、資金不足比率はなしとなっております。

以上、平成25年度遊佐町一般会計、各特別会計と水道事業会計の歳入、歳出決算審査及び財政健全化法 による健全化判断比率及び資金不足比率について概要を申し上げましたが、詳細はお手元の審査意見書の とおりでございます。

以上申し上げまして、決算審査の概要報告を終わります。

以上です。

議 長(髙橋冠治君) 次に、日程第11、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第63号 平成25年度遊佐町各会計歳入歳出決算8件については、恒例により小職を除く議員12名による決算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(髙橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、決算審査特別委員会に付託し、審査をすることに決しました。 お諮りいたします。それでは、決算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会副委員長の赤塚英一議 員、同副委員長に佐藤智則議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(髙橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に赤塚英一議員、同副委員長には佐藤智則議員と決しました。

決算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

(午後4時43分)